

令和4年度第2回
廃棄物減量化対策推進検討会
—配布資料—

令和5年2月6日
小山広域保健衛生組合

目次

1. 指定袋制度に関する住民アンケートについて	1	資料 1
2. 指定袋制度基本方針（案）について	1 3	資料 2
3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について ...	2 8	資料 3
4. 燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について	3 4	資料 4

議題1. 指定袋制度に関する住民アンケートについて

各市町において実施していただいた指定袋制度導入に係るアンケート調査の結果について取りまとめたところ、下記のとおりになりました。なお、問 1-1～4 の回答状況については回答者属性に係る設問のため結果は割愛します。

また、各市町共に統計学的に意義のあるサンプル数(小山市:383人以上 下野市382人以上 野木町378人以上 (許容誤差:5% 信頼レベル 95%の条件を満たす))の回答が得られたため、当アンケート結果は2市1町のそれぞれの傾向を反映していると考えられます。

アンケート回答者数・回答率

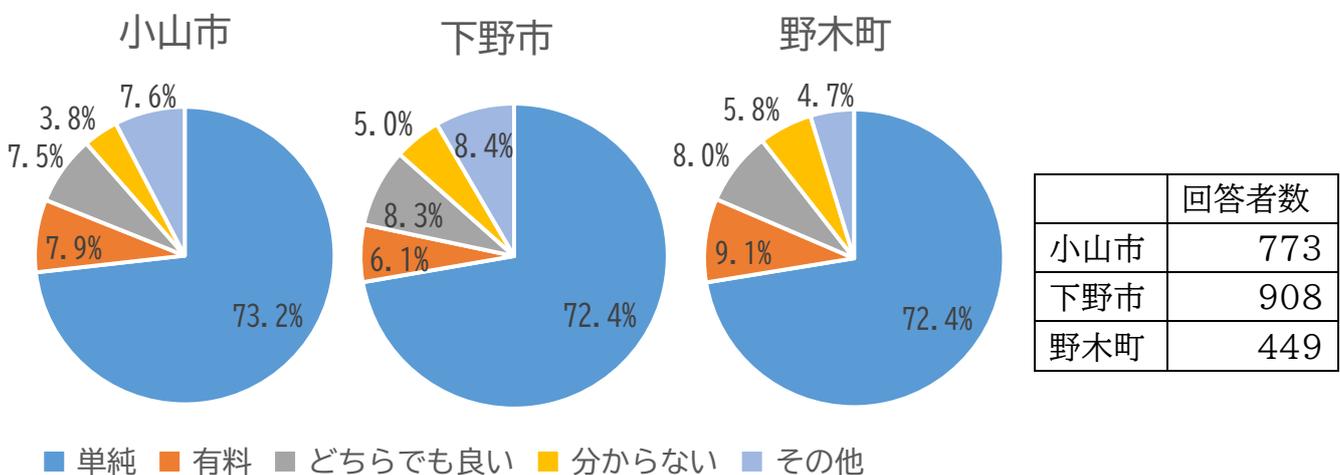
小山市：784/2,000人(39.2%)

下野市：909/2,000人(45.45%)

野木町：456/1,000人(45.6%)

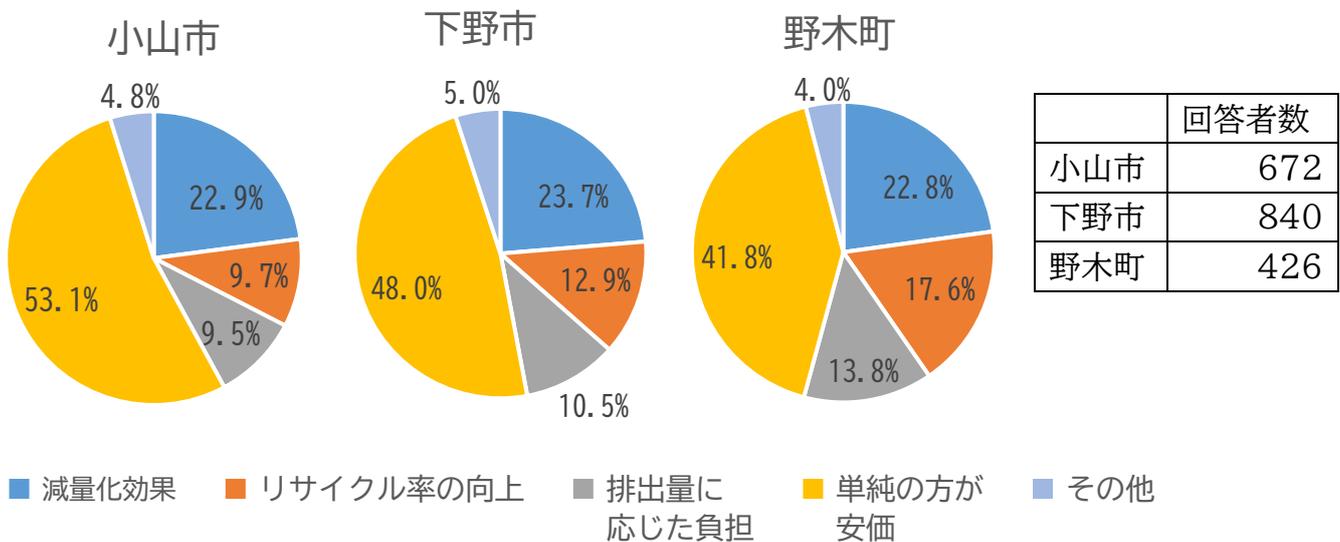
各市町共に住民基本台帳に登録されている18歳以上の方を対象に実施

問 2-1. 単純指定袋制度と有料指定袋制度のどちらがふさわしいか？



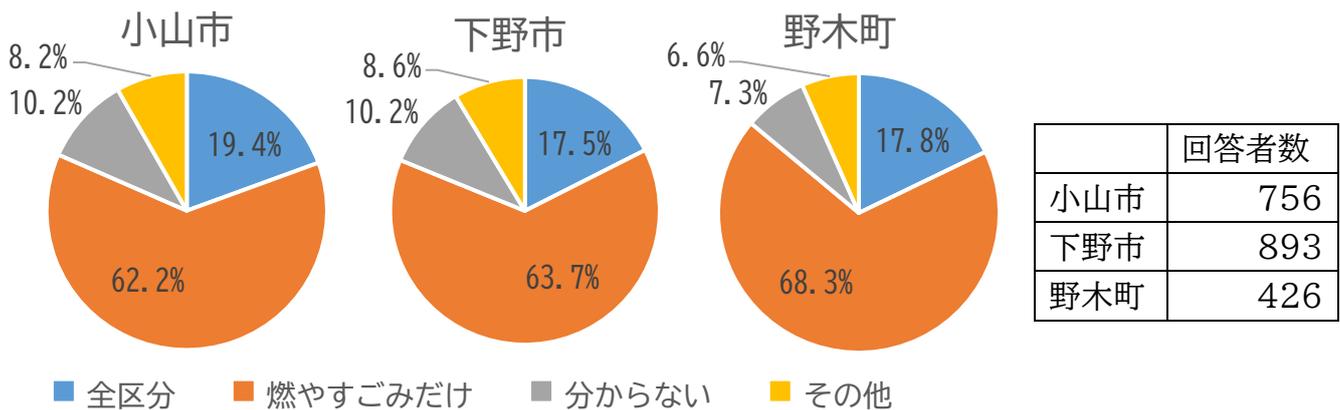
各市町共に大多数が単純指定袋制度を支持しており、後述の問 2-2 の回答傾向と併せて、指定袋制度を導入する場合、経済負担を軽くすることを望む傾向が見られます。一方、有料指定袋が良いと考える方及びどちらでも良いと考える方を合わせると各市町共に約 15%程度みられたことから、ごみの減量化に強い意欲や関心を持っており、ごみ減量化のためには多少の負担は必要であると考えられる方が一定数いると考えられます。

問 2-2. 問 2-1 の回答の理由



各市町共に単純指定袋制度を支持する声が大きく、経済負担が軽いことを理由に挙げた方が多く見られました。各市町の傾向は似ていますが、野木町は“単純指定袋の方が安価”を選んだ方が他の2市よりも少なく、“リサイクル率の向上”を選んだ方が多く見られました。これは、野木町はすでに生ごみについて指定袋を導入して分別収集に取り組んでいることから、2市と比較して指定袋制度への抵抗が少ないためであると考えられます。

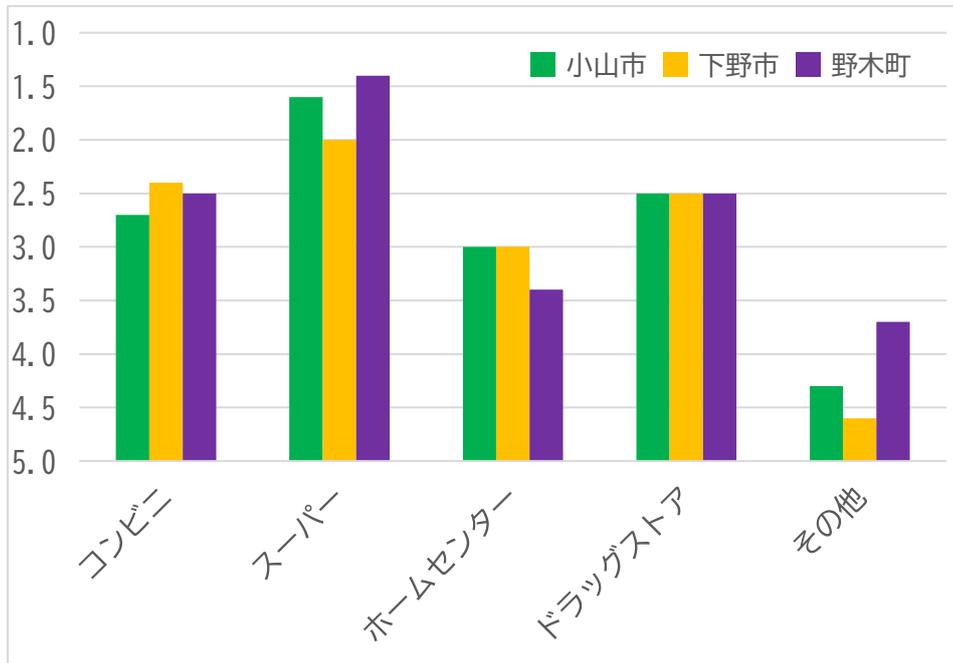
問 2-3. 指定袋を導入した方が良いと考えるごみの分別区分



燃やすごみ以外の区分への指定袋導入については否定的な考えが多く見られました。指定袋制度を導入する区分が増えるほど経済負担が増えることに対し、問 2-2 において経済負担を軽くしてほしいと考える住民が多いことから、導入する区分を少なくして経済負担を軽減すべきと考える方が多いと考えられます。

なお、燃やすごみ以外で指定袋制度を導入する場合、容リプラを対象とすべきとの意見がいくらか見受けられました。

問 2-4. 指定袋の取り扱いを希望する小売店（優先順位の平均値）

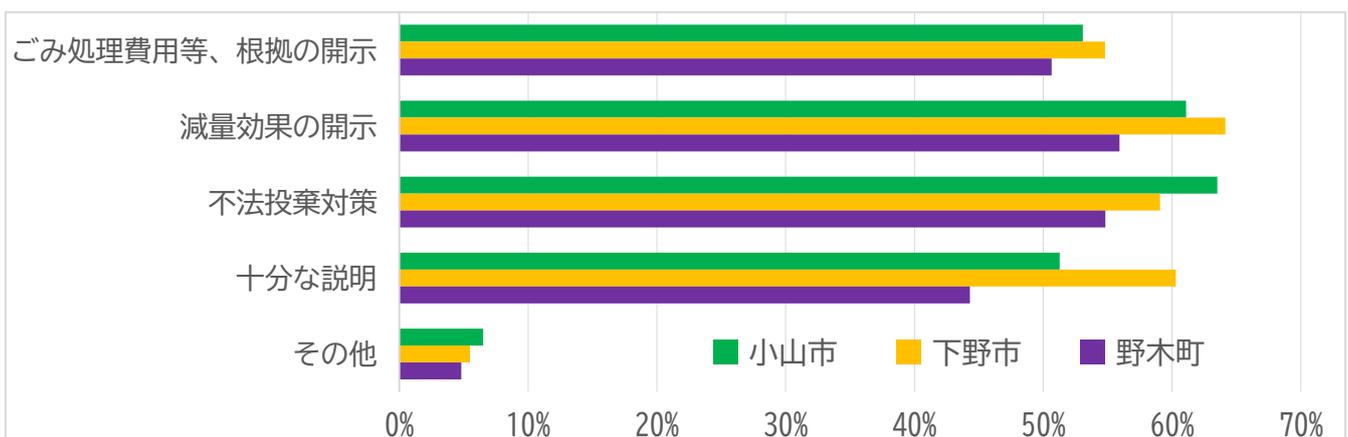


	総回答数
小山市	2,538
下野市	3,134
野木町	1,344

日常的によく利用される小売店ほど取り扱いを希望する声が多く見られました。その他では官公庁や JA、生協、ネットショッピングなどでの取り扱いがあると便利といった意見も見受けられました。

問 2-5. 指定袋制度導入に伴い行政に求める取り組み

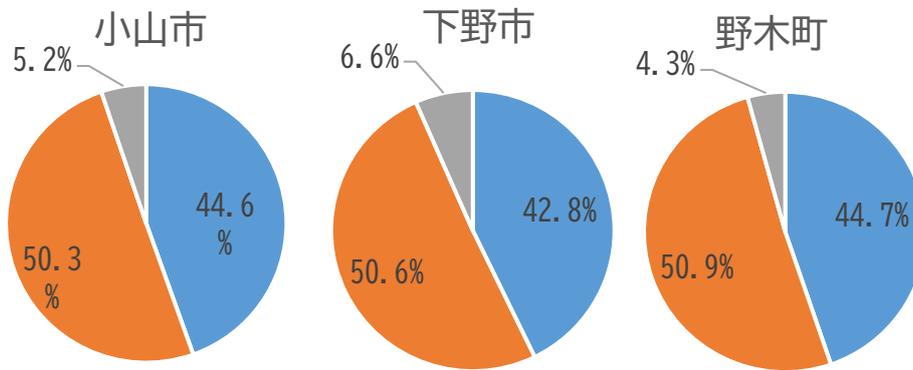
（複数回答可 回答者全体の何%の方がそれぞれの取り組みを選択したかを表示）



各市町共にデータの開示、不法投棄対策と十分な説明の全てを求める傾向が見られます。その他の意見としては、制度導入前に十分に周知を行い、住民が納得できる説明を望む声が多く見られました。また、経済負担が増えることへの対策を求める声も見られました。

	総回答数
小山市	1,846
下野市	2,216
野木町	960

問 2-6. 指定袋導入に伴うごみ減量化に対する姿勢について



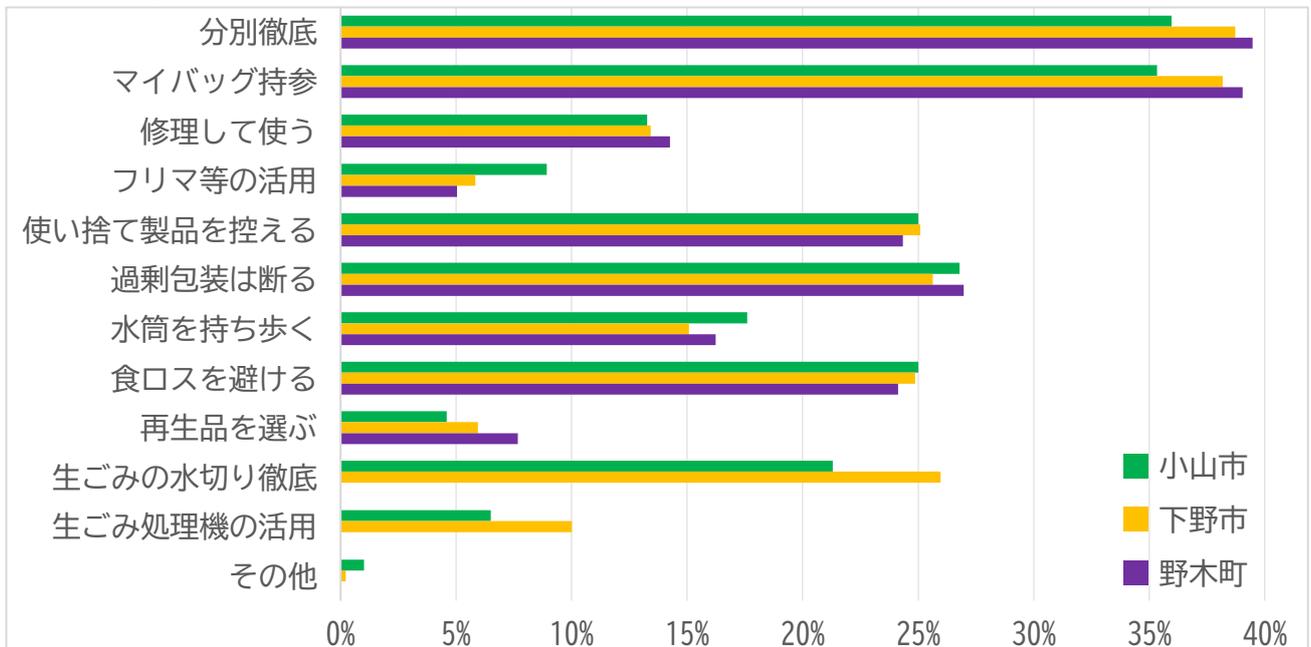
	回答者数
小山市	772
下野市	905
野木町	438

■ 積極的に取り組むと思う ■ 変わらないと思う ■ その他

指定袋制度導入に伴い、各市町共に約半数の方がごみ減量化に対する姿勢について“変わらないと思う”と回答していたものの、4割以上の方が“積極的にごみ減量化に対して取り組むと思う”と回答していることから、今回導入する予定の単純指定袋制度であっても、一定のごみ減量効果が得られると考えられます。

問 2-7. 指定袋導入に伴い行うと思う取り組み

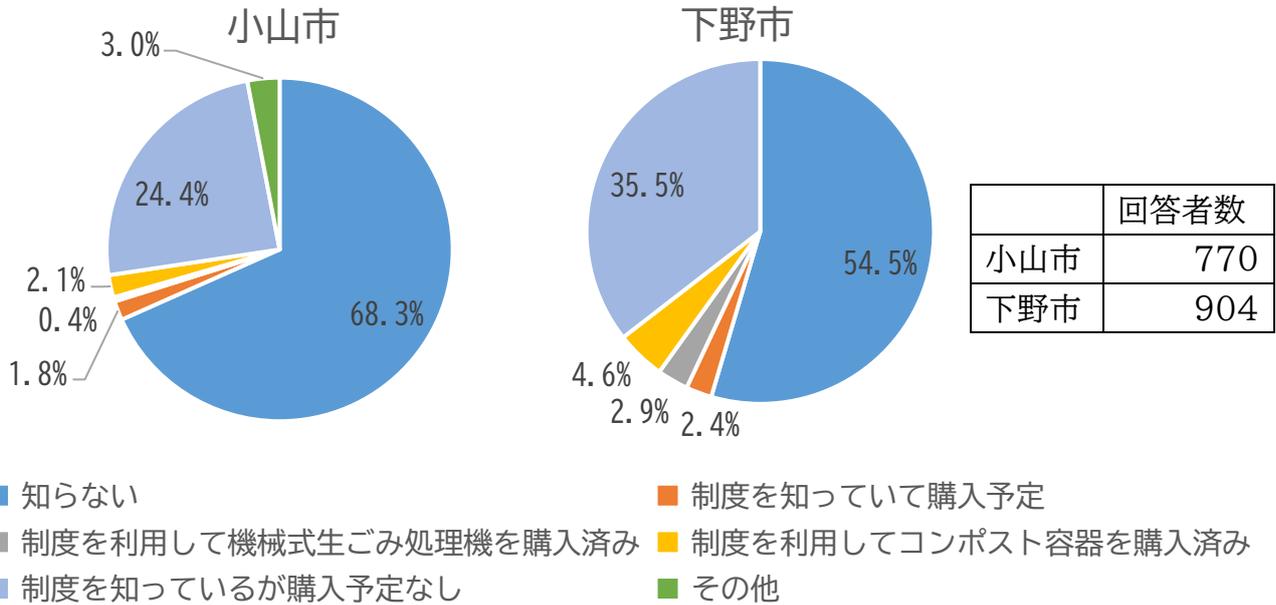
(複数回答可 回答者全体の何%の方がそれぞれの取り組みを選択したかを表示)



指定袋制度導入に伴い行うと思う取り組みについては、ごみ減量化に直結する“分別徹底”に加えて、“マイバッグ持参”や“過剰包装を断る”といった手軽に取り組むことができるものから始めようとする傾向が見られました。

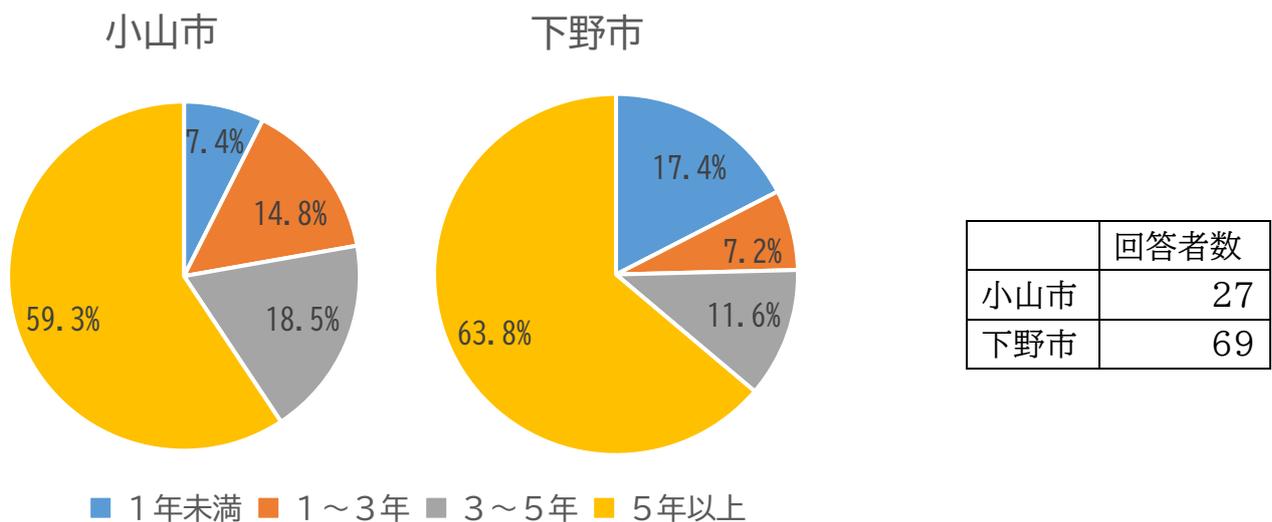
	総回答数
小山市	1,846
下野市	2,081
野木町	899

問 2-8. 生ごみ処理機助成制度の利用状況について（小山市・下野市のみ）



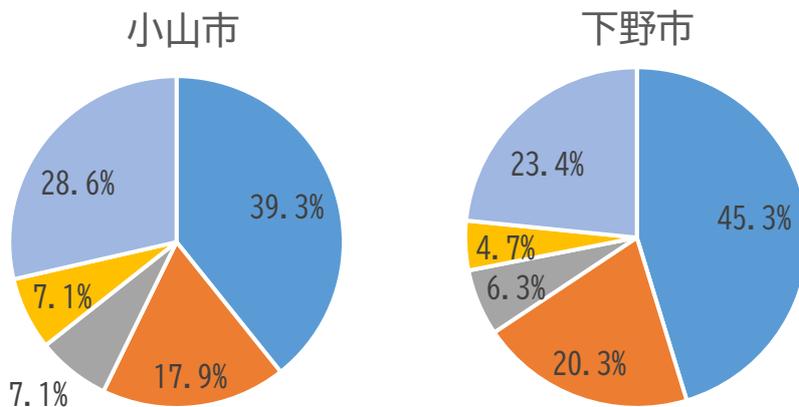
小山市、下野市共に生ごみ処理機助成制度を知らない、又は制度を認知しているが購入予定がない方が9割に達していることから、生ごみ処理機を家庭で使用している住民はまだ少なく、生ごみは燃やすごみとして処分する意識を持った方が大多数であると考えられます。

問 2-9. 制度を利用して購入した生ごみ処理機の使用期間（小山市・下野市のみ）



制度を利用して生ごみ処理機を購入した方は小山市、下野市共に5年以上利用している方が半数以上であったことから、制度を利用して購入した場合、長年に渡って使用される傾向があると考えられます。

問 2-10. 制度を利用して購入した生ごみ処理機の使用頻度（小山市・下野市のみ）

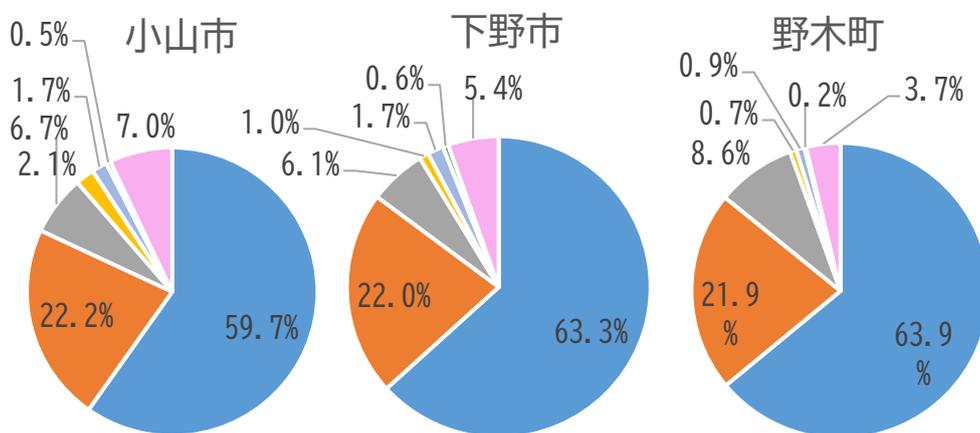


	回答者数
小山市	28
下野市	64

■ ほぼ毎日 ■ 週2～3回 ■ 週1程度 ■ 月2～3回 ■ たまに使用

小山市、下野市共に制度を利用して生ごみ処理機を購入した方の6割以上が週1回以上使用しており、制度を活用された方は生ごみ処理機による生ごみの減量化に積極的であると考えられます。

問 2-11. 有料化した場合に許容できる額

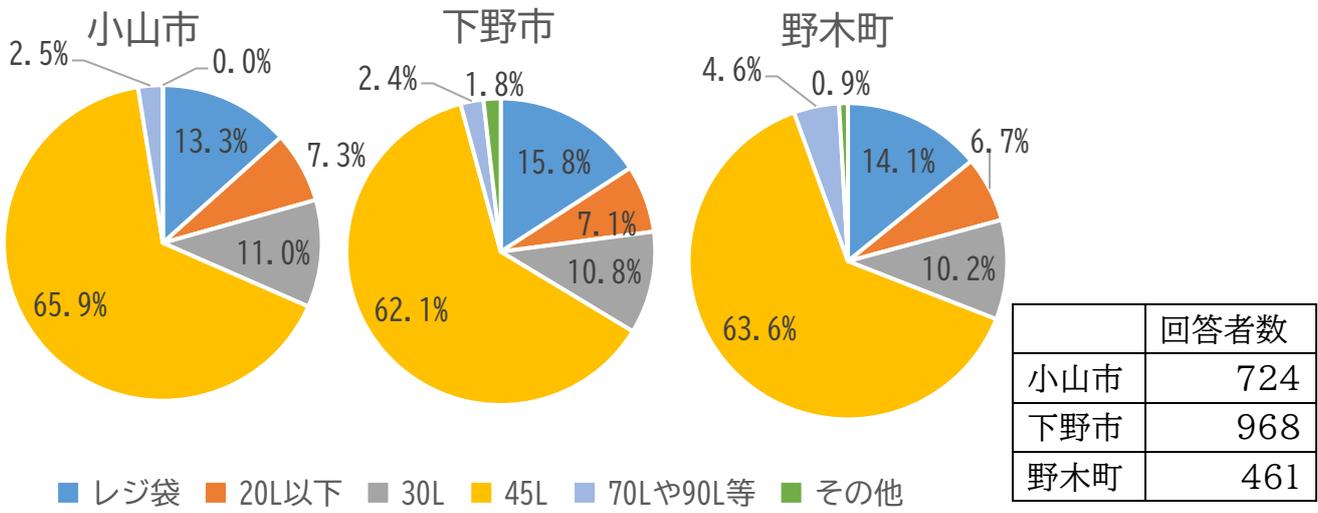


	回答者数
小山市	760
下野市	888
野木町	429

■ 15円以下 ■ 16～25円 ■ 26～35円 ■ 36～45円 ■ 46～55円 ■ 56円以上 ■ その他

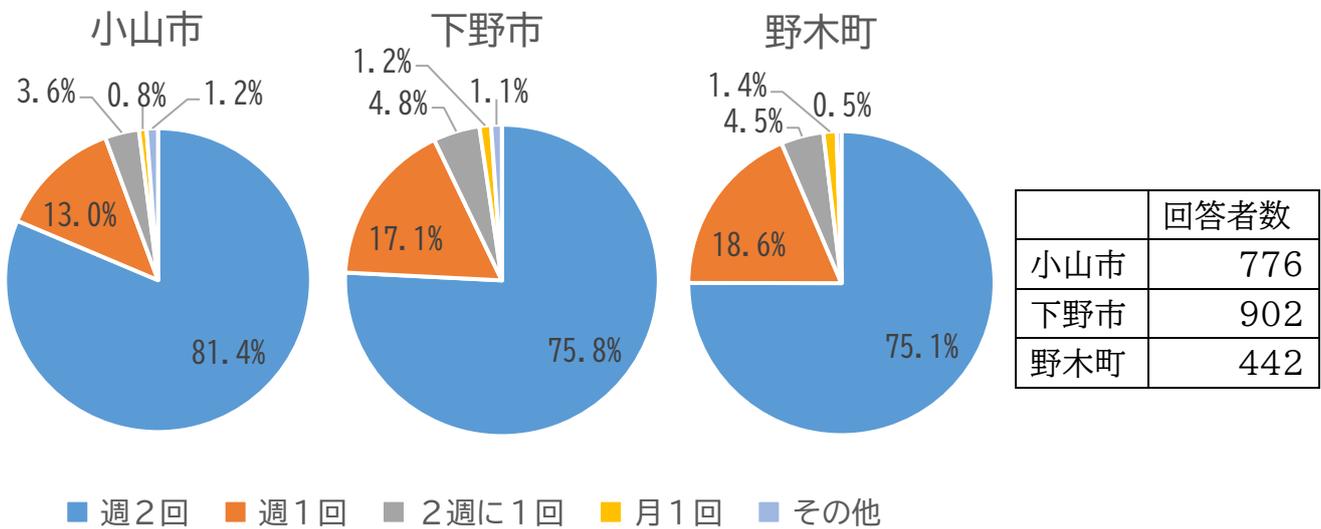
問 2-2 より、各市町共に経済負担が軽い制度を希望する傾向にあることから、6割程度の方が単純指定袋制度で想定される経済負担とほとんど変わらない額(15 円程度)までしか許容できないと考えています。その他の意見としては市町からの無料配布を望む声や 10 円以下といった市販品同等とすべきといった意見が多数見られます。

問 3-1. 普段使用しているごみ袋のサイズ



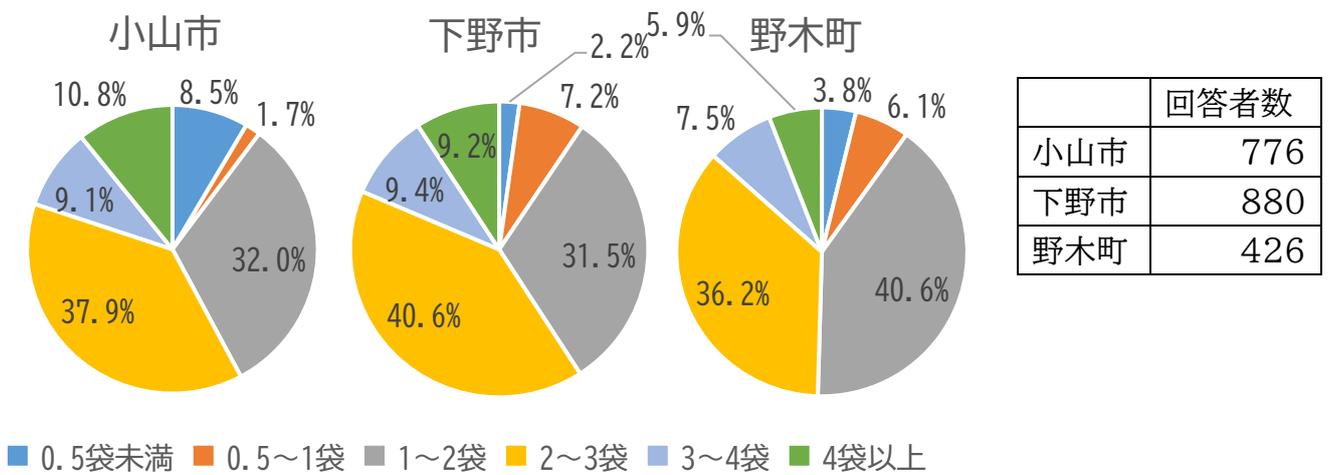
各市町共にファミリー層で広く利用されやすい45L を使用する方が大多数でしたが、同時に単身世帯が増えていることからレジ袋などの低容量の袋もある程度の需要があると考えられます。

問 3-2. 集積所への排出頻度



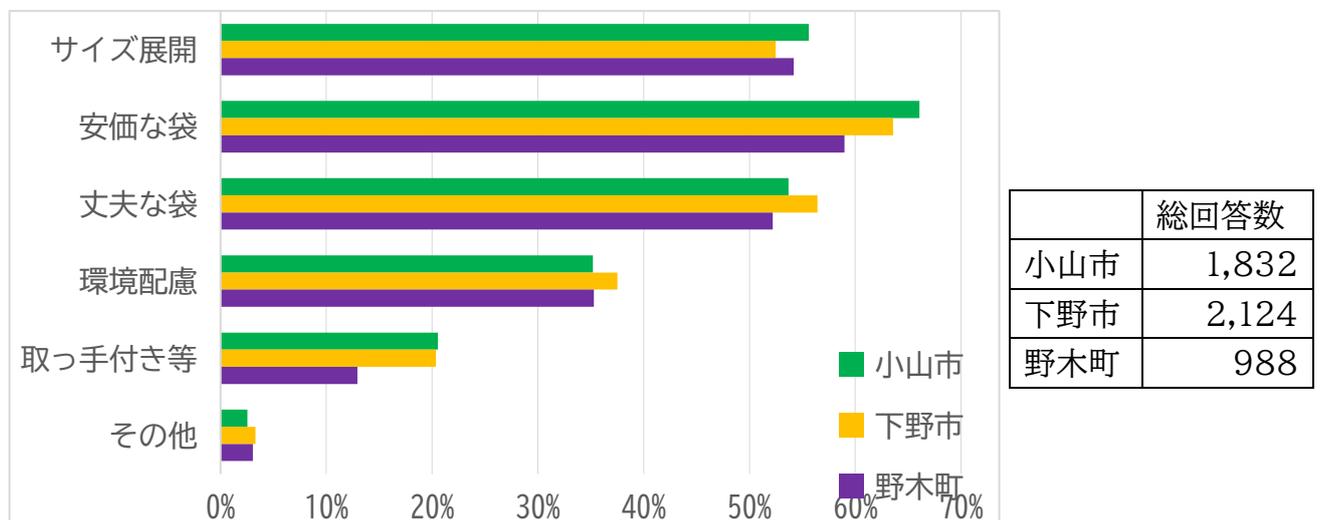
各市町共にほとんどの住民が週に1~2回燃やすごみを排出しており、コンスタントにごみを排出していると考えられます。また季節によって排出回数が変わる(夏季:週2回、冬季:週1回)といった意見も見られました。

問 3-3. 45L サイズに換算した一度の排出量



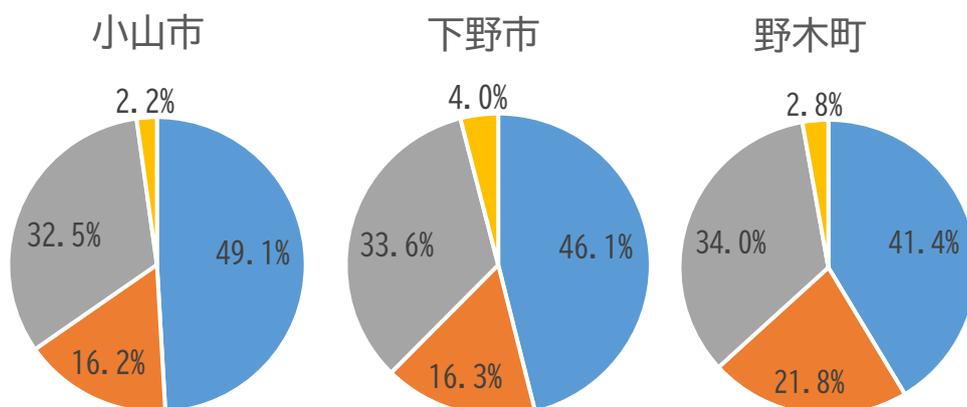
45L サイズに換算すると各市町共に1～3袋程度排出する世帯が大部分であることが伺えます。問3-2の結果と合わせて考えると、大多数の世帯が45Lサイズに換算すると週に2～6枚程度の容量のごみを排出していると考えられます。ついては、ごみ袋の容量について主軸となる45Lサイズや少人数世帯をターゲットとした30L以下の低容量の袋に加えて、70Lなどの大容量のものも検討する余地があると考えられます。

問 3-4. 指定袋に求める仕様



各市町共に6割前後の住民が安価な指定袋を求めており、半数程度がサイズ展開と強度を求めていることが見受けられます。自由意見としてはプライバシーに配慮した半透明の袋を求める声などが多数見られました。また、ごみの種類等で袋を使い分けしている方も居ることから、厚みなど、強度に関連する仕様については幅をもたせた仕様が適当であると考えられます。環境配慮についても各市町共に1/3以上の方が必要であると考えていますが、「安価な袋」とは逆行しかねないものになります。ついては、厚みなどと同様に幅を持たせて利用者側が選べるようにするなどの対応が必要であると考えられます。

問 3-5. 各市町共通仕様指定袋導入の是非について



	回答者数
小山市	761
下野市	902
野木町	435

■ 共通の袋 ■ 別々の袋 ■ どちらでも良い ■ その他

各市町共に40～50%程度の方が“共通の袋”が良いと回答しており、“どちらでも良い”と合わせると75%以上の方が共通仕様の袋とすることに賛同すると考えられます。この結果から指定袋は当初から検討しているとおりの共通の袋とすることで問題ないと考えられます。また、その他の意見においてはコストに係る意見が多く見られましたが、共通仕様の袋にすることでコストが抑えられると考えられます。

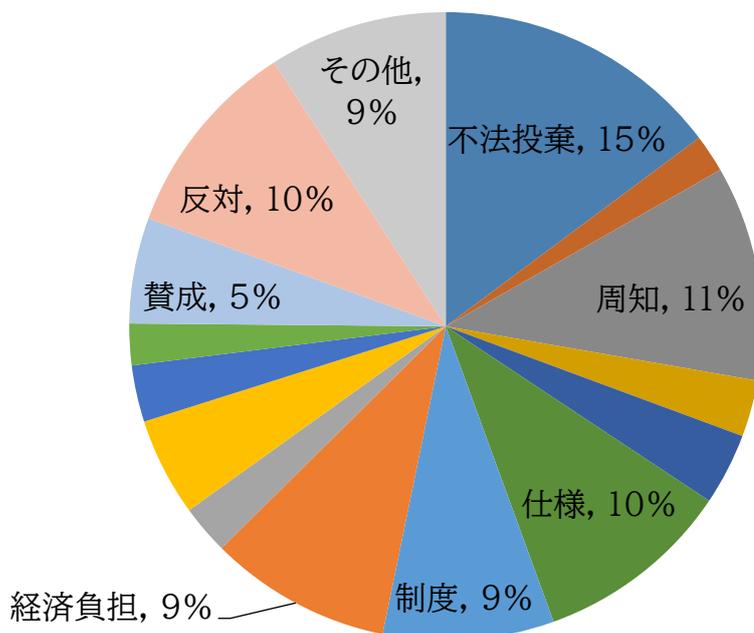
各設問(自由意見以外)のまとめ

- ・各市町共に基本的にはほとんど同様の回答傾向が見られた。
- ・指定袋制度の導入にあたり、反対意見が多数見られたものの、現状に理解を示して指定袋制度の導入に賛成する声も多く見られた。
- ・各市町共に指定袋制度導入に伴い、経済的負担がどのようになるかについて関心を持った方が多く見られ、制度や袋の仕様への要望からもその傾向が見られた。

問 3-6. 自由意見(総意見数:515)

分類	割合 (%)	意見の内容
①不法投棄	15 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が増加する ・ごみ当番の負担が増加する ・収集されないごみが増えて収集所が汚れそう ・不法投棄や指定袋で排出されなかったごみの処理方法を検討してから導入してほしい
②野焼き	2 	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きが増加する ・野焼きで環境が悪化するので指定袋導入は環境にとって逆効果である
③周知	11 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度や導入時期について説明が必要
④効果	3 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋にしても分別しない人はいるので効果はない ・指定袋導入でごみが減る理由が不明 ・指定袋導入後は、定期的に減量効果を報告してほしい
⑤誤認識	4 	<p>【有料指定袋制度との誤認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料にするなら税金を安くしてほしい ・手数料の用途を明確にほしい
⑥仕様	10 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数サイズが必要 ・丈夫な袋にほしい ・取手がついているほうがよい ・分別が分かるように袋に印刷してほしい
⑦制度	9 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は記載したくない(記載した方がよい) ・有料でないとごみ減量化にならない ・袋の流通不足とならないようにしてほしい ・指定袋でなくシール方式の方がよい ・草や落葉は分別を別にほしい
⑧経済負担	9 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済負担を少なくしてほしい ・今以上の負担増は困る
⑨支援	3 	<ul style="list-style-type: none"> ・草や落葉用の袋を支給してほしい ・低所得者、子育て、介護世帯へは指定袋を配布してほしい

分類	割合 (%)	意見の内容
⑩減量施策	5 ■	・店舗でのプラスチックトレイによる提供をやめる ・経済性を考えてすべてのごみを燃やす ・生ごみ処理機の購入補助の拡大
⑪分別	3 ■	・ごみの分別方法がわからない ・指定袋よりも分別を徹底させる方が先
⑫収集	2 ■	・戸別収集にしたほうがよい ・資源物の収集回数を増やしてほしい ・自治会未加入で収集所に出せるようにしてほしい ・資源ごみの回収ステーションを市内各所に設置してほしい ・事業ごみが収集所に排出されている
⑬賛成	5 ■	・指定袋制度に賛成
⑭反対	10 ■	・指定袋制度に反対
⑮その他	9 ■	【一部抜粋】 ・コンポストは持ち家でないと利用できないので補助金を指定袋にあててほしい ・指定袋を購入しない人の指導と対策を行政でしてほしい ・高齢になり買い物ができなくなると指定袋の購入ができなくなり、ごみ出しができない高齢者がでる可能性がある



【考察】

分類①「不法投棄」と②「野焼き」の意見は、指定袋制度導入に際しての懸念事項で、「不法投棄」は本設問中で最も多い意見でした。これらは指定袋制度の導入に関わらず禁止されているものですが、今後、改めて対策の検討と説明が必要であるということが分かりました。

分類③「周知」④「効果」⑤「誤認識」の意見は、指定袋制度の理解に関するもので、制度に関する情報が限られていた本アンケートに寄せられた意見は、今後の周知・広報活動の中で最初に重点的に説明する必要があると考えています。今後、丁寧な説明をとおして多くの皆さまに御理解をいただき、⑭「反対」が少しでも減るように努め、円滑な制度導入をめざしたいと考えます。

分類⑥「仕様」⑦「制度」⑧「経済負担」⑨「支援」の意見は、指定袋制度に対する御要望です。指定袋制度導入の目的と方針に沿った範囲内で、いただいた意見を可能な限り反映した制度にしたいと考えます。

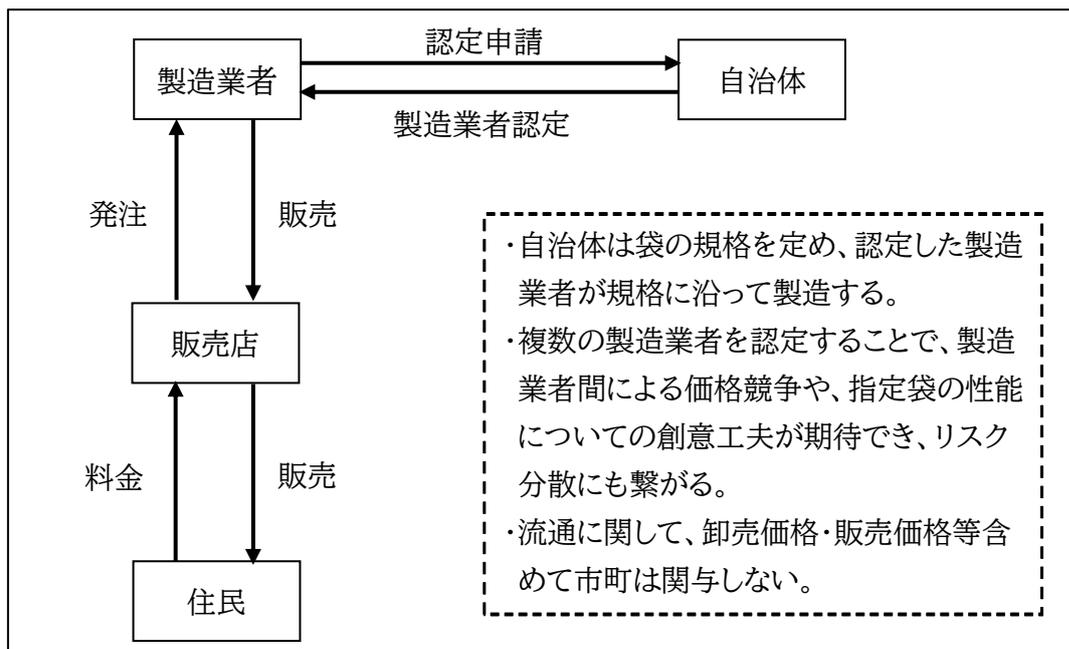
分類⑩「減量施策」⑪「分別」⑫「収集」の意見は、ごみ減量化施策やごみ処理行政全般に関する意見です。貴重な御意見を関係者で共有し、今後の業務に活かせるよう検討してまいります。

議題2. 指定袋制度基本方針(案)について

指定袋の基本方針(案)の作成にあたっては、指定袋をどのような制度で運用し、どのような仕様(材質、大きさ、強度、デザイン等)にするのかを決定する必要があります。先行自治体の例を参考にしながら、2市1町及び事業者と協議のうえ、各市町で実施したアンケート結果も含め、下記の設計方針に沿って基本方針(案)を検討してまいりました。

指定袋の設計方針

- ・今回導入する指定袋(単純指定袋制度)は住民・事業者へ対し袋の、経済負担を強いることではなく、ごみ分別への意識向上によるごみ減量化を目的とするため、可能な限り製造単価を安くし、経済負担が軽くなる設計とする。
- ・各市町の家庭系と事業系で共通仕様の指定袋を導入する。(共通仕様とすることで、製造枚数が増え、スケールメリットが働きやすくなり、製造単価が安くなりうる)
- ・仕様に幅を持たせ、製造業者がある程度自由な設計で指定袋を製造できるようにすることで、多岐に渡る住民ニーズの満足を図る。
- ・指定袋の製造方法は製造業者認定方式(市町または組合が製袋業者を認定し、認定を受けた製袋業者が自由に指定袋を製造・流通させる方式)を採用する方針とし、当方式によって複数の製袋業者による製造を想定する。



指定袋の仕様(案)

1. 袋の色

袋の色について着色をしない場合、基本的には素材の色になりますが、指定袋の種類ごとに色を変えてどの指定袋か分かりやすくする目的や、自治体のイメージカラーで着色することで自治体の指定袋であることをアピールする目的で着色するケースがあります。また、京都市などのようにカラス除けを目的に特別な顔料で着色する事例も見られます。

基本的に本体に着色すると製造コストが高くなるため、経済的負担の軽減のために着色しない方針とします。そのうえで後述の材質(ポリエチレン)の場合、素材の色が透明または白色半透明になるため、これらを本体色とします。

本体色 透明または白色半透明

2. 透明度

前述の本体色に関連して、どの程度の透明度を求めるかの指標ですが、客観的な基準はありません。感覚的な表現にはなりますが、次のように定めている例がみられます。

足利市:袋の収容物が識別できる程度

流山市:内容物が目視で識別可能な透明度を有すること

神戸市:内容物が視認でき、新聞の活字が読める程度の透明度を有すること 等

透明度については定めていない自治体もありますが、分別状況の内容物の視認性確保とプライバシー配慮の両立を目的に、透明度についても下記のとおり指標を定めます。

透明度 内容物が識別可能な透明度を有すること

3. 文字色

文字色については、記載内容が分かりやすくなるよう、本体色と系統が異なる濃い色にすることで目立たせるケースが一般的です。先行自治体では赤・緑・青・黒系統の濃い目の色で印字されているケースが多く見られます。

また、近隣自治体の指定袋とデザインや文字色が似ていると収集の際に誤って収集されてしまう可能性もあるため、(特に家庭系指定袋は)敢えて隣接自治体の指定袋と色を被らないように設計するケースも見られます。

構成市町の隣接自治体にて導入されている指定袋の色は下記のとおりです。

表1. 構成市町隣接自治体の指定袋導入状況及び色

隣接自治体	指定袋制度	袋の色	文字の色
宇都宮市	未採用		
上三川町	未採用		
壬生町	未採用		
栃木市	単純指定袋	透明	赤(燃やすごみ)、緑(PET、食品用トレイ)、 青(空き缶、空き瓶)
真岡市	有料指定袋	黄色	黒
結城市	未採用		
筑西市	単純指定袋	半透明	緑(もやせるごみ)、赤(もやせないごみ)
古河市	未採用		

文字色については、栃木市と文字色が重複しますが、直感的に“燃やす”ごみをイメージしやすい暖色系の色として“赤”を採用する方針とします。

文字色 赤

4. 容量

袋の内容量のこと、基本的に容量は家庭系・事業系問わず複数展開しているケースが一般的で、容量でなく袋の寸法で表示している自治体もあります。

まず、家庭系において最もよく使用される容量は 45L 程度の容量であり、住民アンケートにおいても最も利用者の多い容量であることが示されております。実際に県内のすべての先行自治体が 45L または 40L を採用しています。

一方、45L だと、単身世帯などでは持て余すことが多いことから、県内のすべての先行自治体で他のサイズも取り入れており、30L 以下の採用例が多く見られます。この傾向は他の都道府県でも同様です。一方で県外の都心部など単身世帯が多いところでは 5L などの極小サイズもみられます。

表2. 県内先行自治体の家庭系燃やすごみ指定袋の導入状況

	10L	20L	30L	40L	45L	備考
足利市	○	○			○	有料指定袋
栃木市		○	○		○	単純指定袋
鹿沼市	○	○	○		○	有料指定袋
日光市	○	○	○		○	有料指定袋
真岡市		○	○		○	有料指定袋
大田原市		○	○		○	単純指定袋
那須塩原市		○	○		○	有料指定袋
矢板市		○	○	○		有料、塩谷広域共通袋
さくら市		○	○	○		有料、塩谷広域共通袋
那須烏山市			○		○	単純、南那須地区広域共通袋
那珂川町			○		○	単純、南那須地区広域共通袋
益子町			○		○	有料、芳賀地区広域共通袋
茂木町			○		○	有料、芳賀地区広域共通袋
市貝町			○		○	有料、芳賀地区広域共通袋
芳賀町			○		○	有料、芳賀地区広域共通袋
塩谷町		○	○	○		有料、塩谷広域共通袋
高根沢町		○	○	○		有料、塩谷広域共通袋
那須町	○	○	○		○	有料指定袋

一方、事業系については少人数の事業所から大規模事業所の幅広いニーズに対応するため、低容量のものから、60L 以上の大容量のものまで幅広く展開しているケースがほとんどであり、家庭系よりも大容量の袋が採用される傾向にあるのが特徴です。

表3. 先行自治体の事業系燃やすごみの指定袋導入状況(県内先行事例なし)

	30L	45L	60L	70L	90L	100L	備考
埼玉県戸田市・蕨市		○		○	○		単純、蕨戸田衛生センター組合
埼玉県幸手市	○	○		○	○		有料指定袋
埼玉県坂戸市					○		単純指定袋
群馬県館林市・板倉町・明和町		○	○				有料 館林衛生施設組合
茨城県神栖市		○			○		有料指定袋
茨城県筑西市・結城市・桜川市		○		○		○	有料、筑西広域市町村圏事務組合

先進自治体における指定袋容量のサイズ展開は2～4種に留めているケースがほとんどであります。これは種類を増やしすぎるとそれぞれの種類ごとの製造数が少なくなり、スケールメリットが働きにくくなり結果として製造単価が上がることになるためです。このことに加えて現在市場に出回っているビニール袋の大きさについて調査した結果も加味して検討を進めた結果、容量については下記のラインナップにする方針とします。

容量 ◎ 70 (90)L ◎ 45L ◎ 30L ◎ 15L 袋

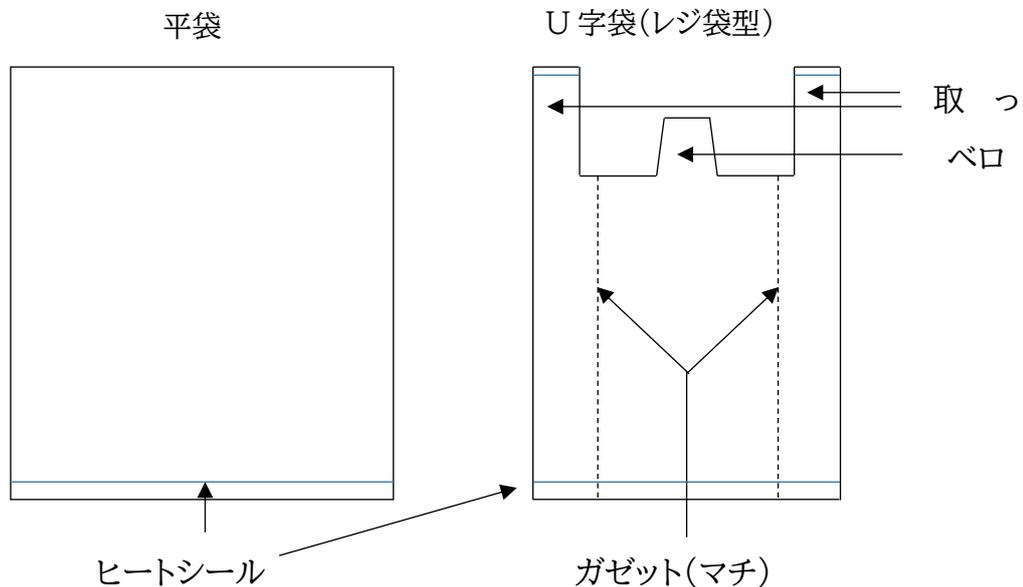
- ・70 (90)L : 多量のごみが発生する事業所と、家庭でも落ち葉等一時的に使用する想定で大容量の袋が必要と考えられるため。
- ・4 5 L : アンケート結果より、最も需要がある容量であることが示されており、先行自治体においてもほぼすべての自治体が採用しているため。
- ・3 0 L : 45L では容量持て余す世帯を対象に一回り小さいサイズが必要であると判断したため。また、県内の先行自治体においても40L～45Lの次に採用例の多い容量であり、45Lと15Lの間にも位置するため。
- ・1 5 L : 県内の先行自治体で見られる10Lと20Lの両方を採用するとスケールメリットが働きにくくなる可能性が高いため、中間の15Lとした。また、スーパー等で利用される大き目のレジ袋の容量とも近く、アンケートにおいて45Lの次に利用者の多いレジ袋を使用する住民による利用が見込めるため。

※レジ袋などさらに小さな容量のニーズについて引き続き検討しています。

5. 形状

指定袋に用いられる形状は基本的に平袋か U 字袋(レジ袋型)の2種類に大別されます。前者は取っ手などがついておらず、頭の部分を両側から結んで使用する形状であり、口が広い分ごみを袋に入れやすい点や、ごみ箱に設置しやすいといったメリットがあります。後者は、レジ袋のような形状で取っ手やガゼット(マチ)、ベロがついているものになります。後者の方がコンパクトな形状になり、取っ手やベロを袋の密封に使用できることなどから、近年に導入された指定袋制度においてはこちらの採用例が多く見られます。

平袋と U 字袋のイメージ図



平袋と U 字袋で市場価格に大きな差はなく、製袋業者への聞き取り調査によると、一般的な容量(10~45L 程度)であれば、製造単価も変わらないとのことに加えて、双方の形状にそれぞれメリットがあることから、敢えて形状を1つに限定せず、形状は平袋と U 字袋の双方を認める方針とします。

形状 平袋またはU字袋

6. 材質

一般的に袋ごみ袋に使用される材質はポリエチレン(PE)ですが、その構造によって物性が異なり、指定袋の仕様にも大きく関わってきます。近年では環境配慮の観点からバイオプラスチック等や再生プラスチックを含有させた事例も見られるため、これらの含有の有無も含めて検討してまいりました。

①ポリエチレンについて

ポリエチレンは高密度ポリエチレン(HDPE)、低密度ポリエチレン(LDPE)の2つに大別されます。両者の間でコストの差はほとんどありません。それぞれの特徴は下記の通りです。

低密度ポリエチレン

LDPE (Low Density Polyethylene)

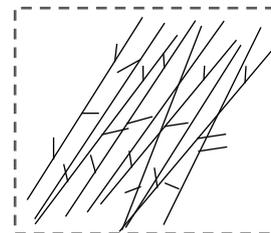
- ・透明度が高い
- ・防湿性に優れる
- ・加工性に優れる
- ・伸びが良い



高密度ポリエチレン

HDPE (High Density Polyethylene)

- ・LDPE よりも丈夫
- ・耐熱性に優れる
- ・穴が開くとそこを起点に裂けやすい
- ・完全な透明にはならない(白色半透明)
- ・引張に強い



総じてごみ袋として使用する際の大きな特徴として、低密度は内容物の視認性に優れ、伸びやすく裂けに強い性質があり、厚みを増すと破れにくく裂けにくい袋になります。高密度は完全な透明にならないため低密度と比べて視認性は劣るものの、強度で勝り、低コストでも破れにくい袋が作れるといったメリットがあります。これらのことから、それぞれにニーズがあるためポリエチレンの種類は限定しない方針とします。

②バイオマスプラスチック等について

現在、環境に配慮した仕様の指定袋が求められる傾向があり、まだ少数派ですがバイオマスプラスチック等を含有した指定袋を導入している自治体が増えていきます(令和2年度環境省調査時点で全国83自治体が導入)。バイオマスプラスチック

は生物由来の高分子化合物(ポリエチレン等)を含有するもので、元になる原料が石油か生物由来かの違いだけで、材質としては既存のプラスチックと同等品になり、物性も石油由来の同等品とそこまで遜色はありませんが含有率と同程度製造コストが上がることから、単純指定袋制度での採用例は少数派です。また、プラスチック中に天然由来の材質を加えて環境負荷の軽減を図るケースもあります。こちらを指定袋に用いる場合、天然素材をポリエチレンに混ぜ込んで使用することになるため、基本的に前者と比較して物性は低くなりがちで、同等の強度設計にするための設計が必要になります。

埼玉県幸手市、京都府京都市(バイオマスポリエチレン 約10%)

新潟県上越市(バイオマス原料 未利用資源米 約19%)

神奈川県鎌倉市(バイオマス HDPE 25%以上)

新潟県南魚沼市(非食用米及び植物由来バイオマス成分 25%)

兵庫県西宮市

(石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO₂排出量を10%以上削減する効果が期待できる素材を配合すること。

例:バイオマスポリエチレンを10%以上配合) 等

③再生プラスチック

バイオマスプラスチック同様に環境負荷の軽減を目的に、廃プラスチック類を再資源化した再生プラスチックを指定袋に含有させる事例が見られますが、再生プラスチックを含有することで物性が低下するといったデメリットがあるため、再生プラスチックの是非については自治体によって対応が異なります。

含有する場合、その含有率によっては強度確保のため厚みを増すなどの必要が生じ、製造業者と技術面での相談が必要です。足利市のように含有しない旨を明記している例もみられます。

環境配慮の観点からバイオマスプラスチックや再生プラスチックを含有させるケースはよく見られますが、これらの含有によって製造コストの高騰や強度の低下といった不都合が生じるおそれがあります。一方で、アンケート調査の指定袋に求める仕様を問う設問で、環境配慮を求める方が全体の30%を超えていたことから、環境に配慮した指定袋が求められているのもまた事実です。そのためバイオマスプラスチックや再生プラスチックの含有については製袋業者の裁量で仕様を変えられる含みを持たせた表記とします。

材質 ポリエチレン

バイオマスプラスチックや再生プラスチックの混入を認める

7. 厚み

袋の厚みは袋の強度と比例の関係にあります。コストも比例の関係にあるため、適度な設定が必要です。材質や容量にもよりますが一般的に燃やすごみ指定袋は0.02～0.03mm程度の厚みに設定している自治体が多いです。

市場に出回っている市販品のごみ袋については、薄い物だと0.011mmのものから、厚いものでは0.05mm程度のものまで幅広く存在しますが、おおよそ0.02mm程度のものが多く市場に出回っております。

最近では指定袋の厚みを見直す事例が増えており、愛知県清須市、北名古屋市、尾張旭市などで燃やすごみ指定袋の厚みを0.03mm程度から0.025mm前後に見直すなどの事例がありました。

前述のとおり、厚みは強度及びコストと比例の関係にあり、高強度かつ安価な設計は困難であります。住民及び事業者の経済負担を軽くする必要がある一方、アンケート結果からも丈夫な袋を求める声も多かったことから、利用者が価格か強度のどちらを重視するか選べるよう、敢えて具体的な厚みを定めず、使用するにあたり”最低限度の品質の担保するためにJIS規格に準拠する”との定めに留めておくものとします。

表4. JIS Z 1711(平袋の寸法と厚さ)

容量(L)	JISでの番号	幅(mm)	長さ(mm)	厚さ(μm)	
				1種 A,B	2種 B
15	F-11	400	500	20, 25, 30	15, 20
30	F-16	500	700		
45	F-21	650	800	30, 40	
70	F-25	800	900	35, 40, 45	15, 20, 25

※U形袋については30L程度までの規格しかないため、寸法・厚さを定める必要がある。

厚み JISの規格に準じた仕様とすること。

8. 品質

ポリエチレン製袋については2つの JIS で規格が定められており、材料段階の規格である“JIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)”と、製品化した状態の規格“JIS Z 1711(ポリエチレンフィルム製袋)”です。この場ではこれらの JIS で定義されている規格についてを品質とします。

それぞれの規格で定められている品質としては以下のとおりです。

- JIS Z 1702 : 引っ張り強さ(引張に対する強度)
 伸び率(引張時に破断するまでにおける材質の伸び率)
 衝撃試験
- JIS Z 1711 : 厚み・寸法(幅および長さ)(表4のとおり)
 外観(袋の外観の基準)
 ヒートシールの強さ(熱圧着部分の強度)
 印刷はく離強さ(印刷部分の剥がれに対する強度)
 水漏れ(水漏れの有無)
 衛生性

まず、材質段階である“JIS Z 1702”で定義されている品質のうち、“引っ張り強さ”と“伸び率”については先行自治体の仕様に数値を定めている例がいくつか見られました。衝撃試験に関してはごみ袋に耐衝撃性を求めることがないため、先行自治体においてはこちらの具体的な数値を仕様に記載している例はありませんでした。

表5. JIS Z 1711 の規格のうち必要な仕様(引張強度・伸び率)
 (LDPE は 1 種 B、HDPE 及び U 字袋は 2 種 B の数値を適用する)

	1 種 A 比較的柔軟性をもつもの	1 種 B 比較的柔軟性をもち、特に耐衝撃性をもつもの	2 種 A 比較的こわさをもつもの	2 種 B 比較的こわさがあり、極薄用又は強化用として用いるもの
引張強度 MPa(kgf/cm ²)	11.8 (120)	16.7 (170)	19.6 (200)	29.4 (300)
伸び率 (%)	150	250	150	150

一方、製品を対象とした“JIS Z 1711”で定義されている品質の中では、“厚み”に加えて、“外観”、“ヒートシール強さ”、“印刷はく離強さ”、“水漏れ”を仕様に盛り込んでいる先行自治体が見られます。衛生性は食品に直接触れて用いる袋を対象とする項目のため、指定袋の仕様に盛り込まれることはありません。

表6. JIS Z 1711 で定義されるヒートシール強さ

		1種 A 比較的柔軟性 をもつもの	1種 B 比較的柔軟性を もち、特に耐衝撃 性をもつもの	2種 A 比較的こわさを もつもの	2種 B 比較的こわさがあ り、極薄用又は強化 用として用いるもの
	袋の厚み				
ヒートシール強さ N(kgf)	0.01mm	-	-	3.92 (0.4)	7.96 (0.72)
	0.015mm	-	-	5.88 (0.6)	10.59 (1.08)
	0.02mm	3.14 (0.32)	4.51 (0.46)	7.85 (0.8)	14.12 (1.44)
	0.025mm	3.92 (0.4)	5.69 (0.58)	9.81 (1)	17.65 (1.8)
	0.03mm	4.71 (0.48)	6.86 (0.7)	11.77 (1.2)	21.18 (2.16)
	0.035mm	5.49 (0.56)	7.94 (0.81)	13.73 (1.4)	24.71 (2.52)
	0.04mm	6.27 (0.64)	9.02 (0.92)	-	-
	0.045mm	7.06 (0.72)	10.2 (1.04)	-	-
	0.05mm	7.84 (0.8)	11.28 (1.15)	-	-

外観:袋は均質で泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点がなく、かつ、形状が均質で、切断部などの仕上げが良くでなければならない。なお、印刷のある袋については、印刷むらなどが目立たないこと

印刷はく離強さ:印刷物の面積が80%以上残ること

(印刷面に粘着テープを貼り、一定速度で剥がした際の印刷面積の残り)

水漏れ:水漏れがないこと

(試験品の長さ1/5程度の水を入れて1分保持し、底部からの水漏れがないこと)

これらの品質については厚み同様に、最低限度の品質を保証するために JIS に準拠した記載とする方針とします。

品質 JIS の規格に準じた仕様とすること。

指定袋のデザイン(案)

現時点において検討しているデザインのイメージは下記のとおりになります。
2市1町共通の指定袋とします。

わけてくださって ありがとうございます

もやすごみ(可燃ごみ)

〇〇L 相当

お や ま し し も つ け し の ぎ ま ち
小山市・下野市・野木町

(小山広域保健衛生組合)

Burnable garbage 타는 쓰레기 可燃垃圾
Lixo Inflamável Basura incinerable Rác cháy được
जलाउन मिलने फोहोर جلنے والا کوڑا စမ်းမော်ထိုက်

- ・もやすごみ^{いがい}以外はいれないでください。
- ・資源になるもの(紙類^{かみょうい}やプラ^{ようき}容器)は“もやすごみ”ではありません。きめられた^ひ日にだしてください。
- ・ごみは朝8:00までにきめられた^{ばしょ}場所にだしてください。

認定番号〇〇〇号

1. 表示内容

指定袋の表示について、一目でどの自治体のどの指定袋であるか分かる必要があることから、先行自治体の指定袋では自治体の指定袋の表示(〇〇市燃やすごみ指定袋等)はほぼ共通してなされています。他の表示については必ずしも共通するものではありませんが、容量やルール、燃やすごみの例、自由記載欄等といった内容は多くの先行自治体の指定袋に記載されている内容になります。

今回導入する単純指定袋制度は製造業者認定制度(自治体が指定袋の仕様を定め、製袋業者を認定することで、認定を受けた製袋業者が自由に袋を製造して流通させる方式)を採用する方針であることから、製造業者が複数社になる見込みではありますが、この方式では指定袋から製造業者が分かるよう認定番号を表示することが一般的になっています。

また、材質にバイオマスプラスチックや再生プラスチックを含む場合、それらの表示(バイオマスマーク、エコマーク等)も印刷されています。

先行自治体によっては、自治体のキャラクター等を印刷するケースもみられますが、イラストはインクの使用量がかさみ、製造コストが高くなる要因にもなるため、表示内容を文字だけとするシンプルなデザインの事例も多く見られます。

今回導入する指定袋は製造コストを極力下げること、分別区分の変更に伴う表示内容の変更等をなくすために、記載内容は必要最低限とし、“指定袋の表示”、“容量”、“認定番号”とします。加えて自治会によっては氏名等を記載させるケースがあること、事業系ごみの排出においては事業所名を記載させることから、“自由記載欄”も表示します。また、今回導入する指定袋は住民のごみ分別意識の向上によるごみ減量化を目的とすることから、“分別ルール”として燃やすごみだけを入れる袋である旨、資源化可能なものを分別する旨等を記載しました。

表示内容	・指定袋の表示	・容量
	・認定番号	・自由記載欄
	・分別ルール	
	・もやすごみ以外はいれないでください	
	・資源になるもの(紙類やプラ容器)は“もやすごみ”ではありません。	
	きめられた日に出してください。	

2. 外国語表記

小山広域管内においても外国人が増加傾向にあり、ごみの排出には国籍が関係ないことから、外国人にも分かるよう指定袋の表記をする必要があります。先行自治体ではほとんどの自治体が“●●市指定燃やすごみ指定袋”の表記について外国語での表記をしております。また、ルール等の他の表示事項についても全て外国語で記載している例もあります(兵庫県西宮市、愛知県豊橋市等)。

表記する外国語については“英語、中国語、韓国語”が全国的にも多く見られます。なお、小山広域管内においてはごみ関係で下記のとおり外国語の表示がなされています。

小山市:

- ・ごみ分別アプリさんあ〜る(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
- ・家庭ごみ分別資料(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ウルドゥー語・ネパール語)

野木町:

- ・家庭ごみの分け方・出し方(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語)

小山広域管内ではこれらの言語圏の外国人人口に加えて、タイ語圏の人口も増えていることから、“燃やすごみ指定袋”の表示について、これらの言語での表記も行うことにします。

記載内容全てをこれらの言語で表記することはスペースの都合上難しいことに加え、簡単な日本語表記であれば読める外国人も多いことから、日本語での記載内容については“やさしい日本語”での表記とします。

外国語表記 (燃やすごみ指定袋)

・英語	Burnable garbage
・韓国語	타는 쓰레기
・中国語	可燃垃圾
・ポルトガル語	Lixo Inflamável
・スペイン語	Basura incinerable
・ベトナム語	Rác cháy được
・ネパール語	जलाउन मिल्ने फोहोर
・ウルドゥー語	جتنے والا کوڑا
・タイ語	ขยะเผาได้

指定除外品目(案)

燃やすごみを対象とした指定袋制度を導入することで、家庭系、事業系、ステーションへの排出、中央清掃センターへの直接搬入を問わず、燃やすごみ指定袋を使用することになりますが、ごみの品目と状況によっては指定袋の使用を強いることが減量化に繋がらないケースも想定されるため、以下のケースでは燃やすごみ指定袋を使用しなくても排出できるものとする方針です。

中央清掃センターへの直接搬入

草・落ち葉、竹等：これらは性質上一度に大量に発生する傾向にあり、直接搬入される際はトラック等の荷台に直接積載した状態で持ち込まれることが多い品目になります。これらは分別による減量化が難しいと考えられ、敢えて袋に入れる場合は大量の袋が必要になり逆にごみの増加に繋がりがねないことから、中央清掃センターへ直接搬入時には袋での排出の対象から除外する方針とします。

単品ごみ：分別による減量化が不可能で、敢えて袋に入れた状態で直接搬入を求める理由がないため、中央清掃センターへ直接搬入時には袋での排出の対象から除外する方針とします。

議題3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

令和4年より、プラスチック使用製品の廃棄物の資源循環促進を図るため、市町村等による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進する法律が施行されました。

現在、市町と様々な課題に対して協議を行っておりますが、協議に先行して組合の処理施設では令和5年度に一部の製品プラスチックについて、容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者へ委託する方法を進めております。

なお、今回対象とするプラスチック製品ですが、プラスチック製容器包装搬出時に使用した袋で全体排出量の2%程度を予定しております。

また、県内では公共施設などでの回収実証事業などを行っている市町もあり、情報収集をしながら市町との協議を進めてまいります。



〈令和4年〉

プラスチック製容器包装 → プラスチック製容器包装(プラ製容器包装)
ごみ袋(可燃ごみとして焼却)

〈令和5年〉

プラスチック製容器包装 → プラスチック製容器包装(プラ製容器包装)
ごみ袋(製品プラスチック)

搬出計画量

1,862t

38t

計 1,900t

【プラスチックの資源循環の促進に向けた今後の進め方】

令和5年に一部のプラスチック製品の回収を行うための、分別方法や収集体制統一の協議を実施する予定です。

また、国による分別区分の手引きが作成され対象収集品目の区分が出されました。

主な内容として

- ①大部分がプラスチック製であるもの
- ②汚れが付着していないもの
- ③大きさが50cm未満であるもの(切断等で50cm未満になるものに限る)
- ④金属部分は取り除くこと

となっており、各市町の分別収集見直しも含めて、実施時期について検討が必要です。

【先行自治体調査】

1.家庭ごみのプラスチック製品を分別収集している自治体例

自治体名	人口	収集方法	収集頻度	容器包装 との分別	指定袋		最終処理
					可燃	プラ	
いわき市	314,913	集積所	6週に1回	有	無	無	再資源化
鎌倉市	177,051	集積所	4週に1回	有	有料	無	再資源化
海老名市	136,965	集積所	1週に1回	有	有料	無	再生固形燃料
千葉市	977,994	拠点回収	-	有	有料	-	再資源化
日野市	187,304	戸別収集	1週に1回	無	有料	有料	再資源化

※各自治体の排出における注意点等は別紙参照

※最終処理の“再資源化”には、製品原料、燃料を含む

2.各自治体の製品プラスチックの排出量と可燃ごみに対する割合

(①・②単位:t)

自治体名	項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
いわき市	①可燃ごみ	71,340	70,050	72,168	69,612
	②製品プラ	219	191	172	182
	②/(①+②)	0.31%	0.27%	0.24%	0.26%
鎌倉市	①可燃ごみ	19,570	18,710	19,197	20,002
	②製品プラ	156	292	256	データなし
	②/(①+②)	0.79%	1.54%	1.32%	-
海老名市	①可燃ごみ	19,996	19,647	18,466	17,284
	②製品プラ	284	282	307	221
	②/(①+②)	1.40%	1.42%	1.64%	1.26%
千葉市	①可燃ごみ	159,944	157,097	158,754	160,957
	②製品プラ	0	3.6	3.7	8.1
	②/(①+②)	-	0.002%	0.002%	0.005%
日野市	①可燃ごみ	22,224	22,126	22,495	22,464
	②製品プラ	0	0	データなし	175
	②/(①+②)	-	-	-	0.77%

※可燃ごみの排出量は環境省 HP の廃棄物処理技術情報より抜粋

※製品プラの排出量は各自治体 HP の清掃事業概要より抜粋

製品プラスチック

6週に1回収集

大きさ60cm未満、かつ、重さ10kg未満のものに限ります。

製品プラスチックとは？

マークのないプラスチック素材だけで出来ている硬いプラスチック製品

出してよいもの

台所用品



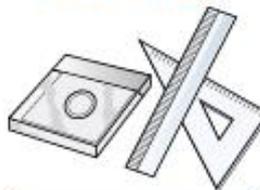
- ポウル ●ザル
- 三角コーナー
- タッパ ●弁当箱
- コップ など

収納用品



- 衣装ケース
- ゴミ箱 ●カゴ
- ポリタンク
- バケツ など

文具用品



- CD、DVDのケース
(紙は古紙、本体は燃やすごみ)
- 本立て
- 定規 など

屋外用品



- プランター
- ちりとり
- 植木鉢
- じょうろ など



これがポイント!

次のものはリサイクルに適さないので、**燃やすごみ**に出してください。

軟らかいもの



- ・スポンジ、ビニールホース
- ・ビニールシート

紐状のものを含むもの



- ・ビデオテープ、カセットテープ
- ・荷造りひも

他の素材が複合しているもの



- ・フロッピーディスク
- ・CD、DVD
- ・キャッシュカード
- ・歯ブラシ
- ・洗濯角ハンガー
- ・洗濯ばさみ
- ・金属を含んだおもちゃ
- ・ゲームソフト

出し方・注意点



砂などの汚れは落としてください。



プラスチックだけで出来ているもの
→ 製品プラスチック
プラスチック以外の素材が複合しているもの
→ 燃やすごみ

製品プラスチック

製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品が対象です。
他の素材が付いていても出せます。



ザル

植木鉢

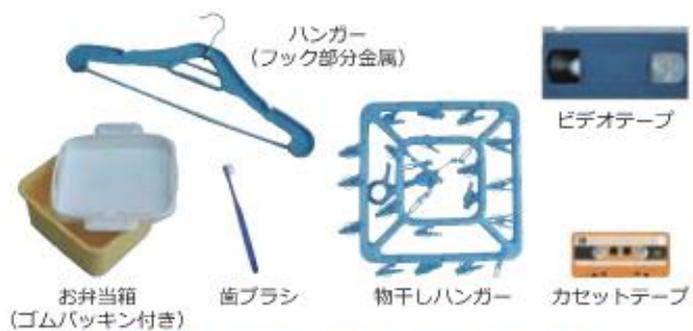
密封容器

メラミン樹脂の
おぼんCDと
CDケース書類ケース
(クリアケース)

プラスチック素材でできているもの
※ポリ塩化ビニル (PVC) を使用しているものは除く

折れた
ハンガー割れた
植木鉢劣化した
植木鉢

壊れたもの、劣化したもの

ハンガー
(フック部分金属)お弁当箱
(ゴムパッキン付き)

歯ブラシ

物干しハンガー

ビデオテープ

カセットテープ

プラスチックと一部その他の素材(金属・ゴムなど)



シリコン製、ウレタン製、スポンジ製のもの



おもちゃ(電池不使用のもの)

何に資源化されるの？

収集した製品プラスチックは、洗面器、
フォークリフトの台になるパレットなど
の日用品になります。



海老名市

その他プラスチック

ハンガー 文房具 灯油ポリタンク カセット・ビデオテープ、CD、MD、FD、DVDの中身とケース まな板 プランター 歯ブラシ バケツ、洗面器、プラスチック製のおもちゃ

注意! 容器包装プラスチック(12ページ参照)以外のプラスチック製品
※ 1辺の長さが50cm以上のものは粗大ごみです。

日野市

4. プラごみの出し方 収集日当日の朝 **8時まで**に、必ずプラごみ用の指定収集袋に入れ、道路に面した自宅敷地内、または決められた排出場所に出してください。

風の強い日は飛ばされないようご注意ください!
プラごみは、軽いものが入っていることが多いため、風の強い日は袋が飛ばされてしまう可能性があります。重しを載せる、重り付きのネットをかぶせる、重しを入れたバケツに入れる、などの対策をお願いします。

資源化するためご協力ください!
汚れを取り除けないものは可燃ごみへ入れてください!
マヨネーズや歯磨き粉などのチューブ容器は、半分に切るとすずやすくなります!
「ひと手離かけてプラスチック類ごみへ」を合言葉に、できるだけ汚れを取り除き、プラスチック類ごみへの分別にご協力をお願いします。

分別作業の妨げになるため、袋は二重にしないでください!

分別の基本

スタート: すべてプラスチックでできていますか?
 はい → 商品の中身・汚れが付着していますか?
 いいえ → プラごみへ
 はい → 中身・汚れを取り除きましたか?
 はい → プラごみへ
 いいえ → 中身が残っている・汚れを取り除けないものは可燃ごみへ

容器包装お返し大作戦!!
資源物は買ったお店の回収ボックスへお返しください。お店のルールを守って返しましょう。お買い物はマイバッグを持参しましょう。P29参照

プラごみの主なもの 23ページも参照してください

発泡トレー、プラスチックトレー、パック類(購入したお店が回収している場合は店頭回収へ返しましょう)、ペットボトルのラベルとキャップ、ビニール類・詰替え用パック、納豆の容器、CD・DVD、りんご等のネット、プラスチックボトル、歯ブラシ、発泡スチロール、レジ袋、文房具、ハンガー、スポンジ、洗面器、おもちゃ

できるだけ回収している所へ

ラップ(汚れを取り除いて)、ウレタン製品、食用油のプラスチック容器(逆さにして油をきってから)など
※ブルーシートやロープなどの長尺なものは30cm角または30cm程度の長さで切る(切れない場合は粗大ごみ)

千葉市

平成30年10月から 製品プラスチックの ボックス回収を開始



千葉市
CHIBA CITY

不燃ごみとして出していた単一素材の製品プラスチックを、資源物として無料で回収します。

回収品目(10品目) ※この品目以外は回収できませんのでご注意ください



左記の品目のうち、
千葉市不燃ごみ指定袋(20ℓサイズ)に
収まる大きさのもの、
製品の底や裏面等にPP(ポリプロピ
レン)またはPE(ポリエチレン)と記載
されているものが対象です。

出し方

汚れを落としてから回収場所に持ち込み、回収ボックスに投入してください。
袋や箱には入れずに、そのまま投入してください。

製品プラスチックとして出せないもの

- 大きく汚れているもの
- プラスチック以外の部品が付属しているもの
- 千葉市不燃ごみ指定袋(20ℓサイズ)に収まらないもの*
- プラマークが記載されているもの

*例外として、風呂イス及び洗面器は、不燃ごみ指定袋に収まらない場合でも投入可



回収ボックス設置場所 ●利用時間: **平日** 9時~17時 **土** 9時~12時 ※祝日・休日・年末年始を除きます。

中央・美浜環境事業所	
所在地	中央区都町1307
お問い合わせ	☎043-231-6342

花見川・稲毛環境事業所	
所在地	稲毛区宮野木町2147-7
お問い合わせ	☎043-259-1145

若葉・緑環境事業所	
所在地	緑区平山町1045-5
お問い合わせ	☎043-292-4930

再資源化方法

破碎、溶融を行い、新たなプラスチック製品の製造原料として再利用されます。

議題 4.燃やすごみ減量化施策の取組状況・今後の方針について

施策 1 家庭ごみ指定袋制度の導入 施策 2 事業ごみ指定袋制度の導入、手数料の見直し

施策 3 ごみの分別啓発物の作成、配布

小山市	下野市	野木町
(1)多言語の分別表と分別アプリを作成 (2)上記の分別表とアプリのチラシを外国人の多い派遣会社や飲食店等へ配布 (3)多言語分別表を廃棄物減量推進協議会の各地区研修で提示し、地域での活用を図る	(1)啓発動画作成の検討 (2)ごみ分別に関する市民説明会の実施 (3)説明会概要版を作成し、説明会に参加できなかった方や事業者向けにごみ減量化に関する周知を図る	(1)広報紙での啓発を実施 (2)家庭ごみ収集計画表を配布

施策 4 雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発

小山市	下野市	野木町
(1)雑紙の分別について、市HP、行政TV、ラジオ、広報誌で啓発	(1)自治会加入世帯を対象に保管袋を配布 (2)説明会やイベントで保管袋配布を検討	(1)広報紙での啓発を実施 (2)転入者へチラシ配布と説明を実施

施策 5 直接搬入者の実態把握、指導

小山広域保健衛生組合
(1)「組合管内廃棄物の搬入に対する指導に関する要綱」に基づき、各処理施設で直接搬入者や多量排出者を対象に聞き取り調査を実施 (2)違反ごみ搬入者に対しては指導書を交付 (3)処理施設へ直接搬入する家庭系の多量排出者や事業者を対象に分別調査を行い、適正な指導を図る

施策 6 事業所のごみ処理の実態把握、指導

小山市	下野市	野木町	小山広域保健衛生組合
(1)収集運搬業許可時に事業系ごみ搬入マニュアルを配布 (2)商工団体を通じて事業系ごみ搬入マニュアルを排出者に配布	(1)収集運搬事業に多量排出者の照会を実施 (2)事業系ごみのステーション排出禁止等のルール周知を図る	(1)組合から指摘のあった事業者への指導を実施	(1)事業系ごみの抜打ち展開検査を実施 (2)組合・構成市町・収集事業者代表の3者による廃棄物受け入れに関する調整会議の実施

施策 7 多量排出事業所への訪問指導

小山市	下野市	野木町
(1)多量排出事業者へ訪問指導を実施	(1)多量排出事業所の排出や資源化等の状況を確認 (2)事業所向けの減量化周知資料の作成	(1)多量排出事業者へ訪問指導を実施

施策 8 公共施設の機密文書のリサイクル処理

小山市	下野市	野木町	小山広域保健衛生組合
(1)市役所・学校等が出た機密文書の融解処理を実施	(1)市役所が出た機密文書の融解処理を実施	(1)町役場が出た機密文書のシュレッダー処理または融解処理を実施	(1)組合内が出た機密文書の融解処理を実施

施策9 リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止

小山市	下野市	野木町	小山広域保健衛生組合
(1)収集運搬業許可時に紙類の焼却施設への搬入禁止に関するチラシを配布	(1)市役所内の掲示板に案内を掲載 (2)施策3の説明会概要版への掲載を検討	(1)広報紙での啓発を実施	(1)直接搬入者へ紙袋での搬入を禁止し資源とするよう指導 (2)機密文書としての焼却受入を禁止 (3)直接搬入や収集運搬事業者向けの啓発チラシを配布

施策10 食品ロスの削減

小山市	下野市	野木町
(1)食品ロスの削減について、市HP、行政TV、ラジオ、広報誌で啓発 (2)フードドライブの実施 (3)宿泊業、飲食サービス業の事業所へ訪問等による実態把握と啓発の実施	(1)食品ロスの削減について市HPで啓発 (2)施策3の説明会概要版への掲載を検討	(1)食品ロスの削減について広報紙、町HPで啓発